

「もしも」のための 防災行政

総合政策局危機管理部

千葉市職員採用説明会

Agenda

- ▶ 危機管理部について
- ▶ 危機管理課の業務
- ▶ 防災対策課の業務
- ▶ その他（働き方など）
- ▶ 質疑応答

01

危機管理部について

▼ 危機管理部とは

千葉市の災害対策の中核を担う、**市長直轄の部署！！**

< 令和3年7月組織改正 >

・危機管理部門による**初動対応の一元化・迅速化**

旧：自然災害以外の危機事案発生時に、その都度
担当部局を決めてから初動対応

新：事前に体制が定まっている事案以外は、
まずは危機管理部門において初動対応を行う

▼ 危機管理部とは

| 組織名 | 所管事項 |
|-------|--|
| 危機管理課 | <ul style="list-style-type: none">・ 危機管理に関する企画・実施の総合調整・ 災害対策本部の事務局・ 千葉市地域防災計画等の危機管理・防災に関する計画の策定や見直し・ 九都県市合同防災訓練の調整 など |
| 防災対策課 | <ul style="list-style-type: none">・ 防災意識の普及啓発・ 自主防災組織や避難所運営委員会の支援・ 防災備蓄品や防災関係システムの整備・ 危機管理センターの管理 など |

災害対策本部

災害対策本部 とは 災害対応に従事する **市の組織全体**

災害対策本部 本部員会議



本部長(市長)をトップとする災害時の意思決定機関

- ・各部署で把握している情報を持ち寄り、情報交換し、本部長へ報告する。
- ・本部長より、今後の災害対応の方針について、指示が出される。

災害対策本部 本部事務局



災害対策本部の運営を支える組織

- ・刻々と変わる被害情報を収集し、いま千葉市で何が起きているか把握する。
- ・今後とるべき対策を検討し、本部長(市長)の意思決定を補助する。

▼ 災害当番

災害発生時、休日夜間でも市民の生命や身体を守る対応が取れる体制を構築しています

| 災害対応当番 参集基準 | | |
|-------------|------------------|---|
| 根拠計画 | 事案区分 | 参集条件 |
| 地域防災計画 | 地震・津波 | <ul style="list-style-type: none"> ・震度4以上の地震を観測した場合 ・長周期地震動の階級3以上を観測した場合 (長周期地震動による甚大な被害が確認できた場合は上位体制に移行する) |
| | 風水害 | <ul style="list-style-type: none"> ・大雨・暴風・洪水警報 ・大雪・暴風雪警報 ・富士山噴火レベル3又は4 (当時の状況により指示する) |
| | 大規模事故 | 当時の状況により指示する |
| 国民保護計画 | 武力攻撃事態 緊急処理事態 | |
| 危機事案対応計画 | | 対応事案 : 停電、爆破予告等 |

千葉市内に気象警報が発表されるなど基準を満たした場合、当番職員は市役所に参集し、災害対応を実施します。災害当番は4班体制で運用しており、1週間ごとに交代しています。

なお、災害が発生していない平日の夜間や休日は会計年度任用職員が常駐しているため、正規職員は夜間・休日は泊まり込みをしません。

▼ 危機管理センター

地震・風水害などの自然災害をはじめ、あらゆる災害や危機事案に適切に対応し、市民の生命・身体を守るため、危機管理センターを整備しています。



災害対策本部会議室

本部長（市長）、副本部長（副市長）、本部員（局長）等が災害対応における意思決定を行う部屋



オペレーションルーム

市災害対策本部事務局職員が参集し、災害対応を行う部屋



関係機関調整室

国・県・外部機関等から派遣された連絡員が参集し、情報収集・派遣元への支援要請等を行う部屋

8面マルチモニター



テレビ・SNS、防災システム、気象情報、現場職員からのタブレットによる被害報告、様々な情報を同時に表示して、状況分析などが可能！

▼ 被災地派遣

市域外の災害発生時、被災地派遣業務の中心的な役割を担います。



罹災証明書発行の様子



被害認定調査の様子

02

危機管理課の業務

▼ 危機管理課について

① 災害時の行動のため、災害に備えるため 計画の策定

- ・ 災害に対処するための基本的かつ総合的な計画 「**地域防災計画**」
- ・ 「業務継続計画」 「災害時受援計画」 「災害時要配慮者支援計画」 など

② 危機管理に係る様々な 企画の立案・実施

- ・ 首都圏の9つの都県政令市（九都県市）や全国の政令市との
情報交換会議・研修会の実施
- ・ 九都県市合同での**防災訓練の企画立案・実施**
- ・ 市内の民間企業・各種団体との**災害時応援協定の締結**

③ 災害対策本部の設置・運営

- ・ **大規模災害時**には市長をトップとした 「**災害対策本部**」 を立ち上げる
- ・ 災害対策本部事務局を運営し、**災害対策本部のブレイン**として動く



▼ 私の所属する班について

危機管理課 企画調整班 とは

市長 ・ 副市長 - 総合政策局

総合政策局長

危機管理監

危機管理部

危機管理課

防災対策課

管理班

企画調整班

緊急対策室

【 班 員 】

| | | |
|----|------|----|
| 4名 | … 主査 | 1名 |
| | 主任主事 | 1名 |
| | 主事 | 2名 |

【 業 務 内 容 】

- ・ 計画の策定・管理……災害に対処するための基本的かつ総合的な計画 「地域防災計画」
「業務継続計画」 「災害時受援計画」 「要配慮者支援計画」
- ・ 防災アセスメント調査（地震・風水害被害想定調査）実施 等

▼ 業務について

企画調整班 計画の管理・策定 とは

災害時の行動のため、災害に備えるため計画を策定・管理する。

・地域防災計画【昭和36年策定】【令和7年7月修正】

災害に対処するための基本的かつ総合的な計画

・業務継続計画(自然災害対策編)【平成27年3月策定】【令和7年10月修正】

大規模災害の発生後に適切に災害対応業務を開始するとともに、可能なかぎり早急に通常業務を復旧させるための計画

・災害時受援計画【平成28年3月策定】【令和7年10月修正】

大規模災害発生時に、他の地方公共団体や民間団体等からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための計画。

・災害時要配慮者支援計画【平成22年3月策定】【令和7年4月修正】

本市の要配慮者の対策の基本的事項を定める計画。

業務について

企画調整班 防災アセスメント調査とは

風水害および地震災害において想定される建物被害、人的被害、生活への影響等を把握することを目的とした調査。

調査する理由

- ・ 長期的な視点での防災対策につなげるため
→ 地域防災計画等の各種計画に反映
- ・ 避難者数を把握し、避難所や備蓄品の整備方針や要配慮者支援対策などを検討する 等

風水害被害想定

風水害被害想定調査について令和7年5月30日に調査結果を公表。

併せて1,000~5,000年に1度起こり得る最大規模の高潮について、その危険性を周知するとともに、市民の皆さまの命を守るため、避難の方針を公表。

市民説明会の
実施等で周知を
行っています。

03

防災対策課の業務

▼ 防災対策課について

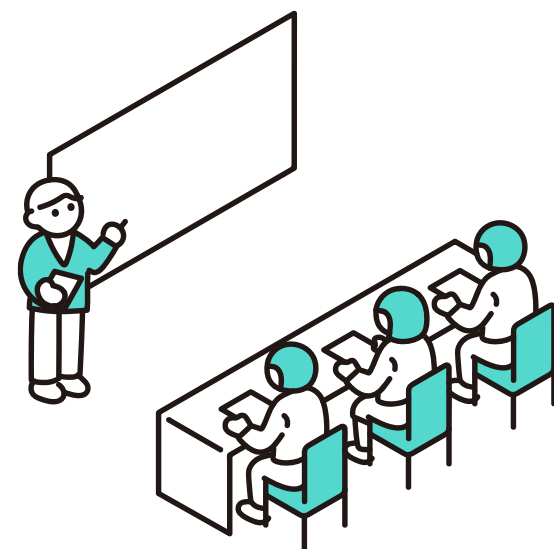
三班体制

対策実施班



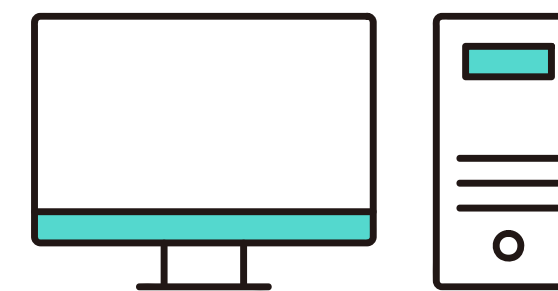
避難先の確保
避難所環境の整備
ハザードマップの作成
など

地域防災力向上班



市民啓発
自助・共助の取り組み推進
避難行動要支援者の支援
など

危機管理センター管理班



危機管理センターの維持管理
防災関連システムの整備
情報伝達手段の拡充
など

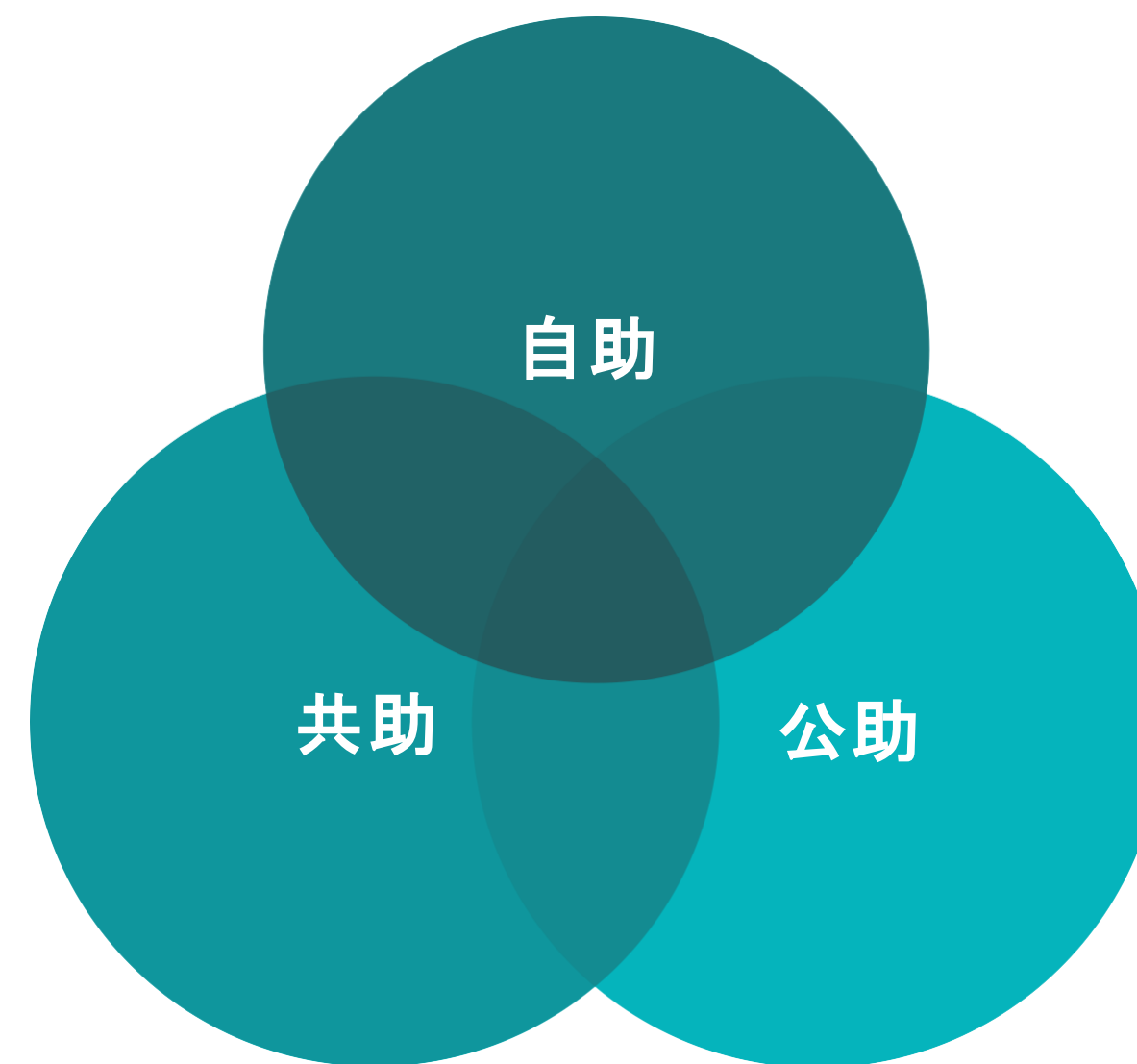
▼ 防災対策の考え方

自助・共助・公助

自助 自分と家族の安全を守る

共助 地域やコミュニティ間の助け合い

公助 公的機関（自治体・消防・自衛隊など）による支援



▼ 自助に関する事業の例

在宅避難の啓発

在宅避難とは？

災害が発生した際に、自宅で身の安全が確保されていて、自宅での生活が可能であれば、避難所へ避難せず、自宅で避難生活を送ること。

・ 家庭用備蓄の啓発

災害が発生して支援体制が整うまで、水・食糧・携帯トイレ等を各家庭で最低3日分、できれば1週間分を備蓄するよう啓発している。

・ 家具転倒防止対策の推進

家の中の安全対策として、家具の転倒および窓ガラスの飛散を防ぐ方法、家具の配置の工夫などをテーマとした市民向け講座を開催している。

ご自宅に備えて安心! 携帯トイレ 千葉市

災害時にトイレは使えません

“出る”は待ってられません

発災から何時間でトイレに行きたくなくなったのか? (千葉県 (n=195))

| 時間 | 割合 |
|--------|-------|
| 3時間以内 | 38.5% |
| 6時間以内 | 34.4% |
| 9時間以内 | 13.3% |
| 12時間以内 | 5.6% |
| 以上 | 8.2% |

今すぐに 携帯トイレを備えましょう

こんなお店で買えます (一例)

- 各種小売店 (スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、家電量販店など)
- インターネット通販 (公益財団法人千葉市防災普及公社など)

▼ 共助に関する事業の例

自主防災組織の設置・育成支援

自主防災組織とは？

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚・連帯感に基づき、自主的に結成する組織のこと

【活動内容】

平常時：防災知識の普及、地域の災害危険の把握、防災訓練の実施、防災用資機材の整備など

災害時：情報の収集・伝達、出火防止・初期消火、住民の避難誘導、負傷者の救出・救護など

以下の施策を実施

- ・ 新設時の防災用品の供与
- ・ 資機材購入・貸借費用の助成
- ・ 活動（防災訓練の実施など）に対する助成金の支給

▼ 公助に関する事業の例

避難所の環境整備

- ・ 備蓄品の整備

発災から3日間に避難者が必要とする最低限の物資等をまかなうことができるよう、水・食糧・衛生用品などを指定避難所の倉庫などに備蓄し、管理している。

- ・ 災害用トイレの整備

マンホールトイレ、組み立て式仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレを組み合わせて重層的に整備している。

04

その他(働き方など)

▼ その他

働き方

有給休暇だけでなく、看護休暇・介護休暇の制度も利用しやすい環境です。
業務の繁忙期によっては残業が発生しますが、普段は比較的メリハリをつけて働けます。
在宅勤務の仕組みが整備されており、庁内では比較的在宅勤務しやすい所属です。

職場環境

職員同士相談しやすい雰囲気があり、チームで業務に取り組む文化があります。

やりがい

日々の業務が市民の安全に直結するため、責任感と充実感を持って取り組めます。
市民相談や行政内部への説明・調整を行う機会が多く、対話力や説明力が自然と身につきます。
大規模災害が他地域で発生した際、応援職員として派遣される機会もあり、貴重な経験となります。

▼ その他

災害対応の体制

危機管理部では、職員を4つの班に分け、1週間ごとのローテーションで当番班を担当しています。気象警報などが発令された場合は、当番班の職員が夜間・休日を問わず参集し、対応にあたります。また、大規模な災害が発生した場合は、部内全員で対応にあたります。有事の際は迅速に参集できるような準備が求められますが、居住地に制限はなく、通勤のために自家用車を用意する必要もありません。

職場環境

令和5年に開設した危機管理センター内で勤務します。勤務スペースは庁内一の広さです。

直近の対応事例

令和7年度は以下の警報等に対応しました。

5月2日 大雨警報 / 7月30日 津波注意報 / 2月8日 大雪警報